

明治グループ

母乳代用品マーケティングポリシー

Meiji Group Policy for the Marketing of Breast-milk Substitutes

## 〈目次〉

### 1. はじめに

- ・ CEO メッセージ
- ・ 明治グループ 母乳代用品（BMS）マーケティングポリシーの基準となる WHO Code について

### 2. 明治グループ 母乳代用品（BMS）マーケティングポリシー条項

- 第1条 目的
- 第2条 適用範囲
- 第3条 定義
- 第4条 情報と教育
- 第5条 消費者一般および母親
- 第6条 保健医療システム
- 第7条 保健医療従事者
- 第8条 製造業者および流通業者の被雇用者
- 第9条 ラベル（表示）
- 第10条 品質

- 追加条項：第1条 大規模災害等の緊急事態への備え、および緊急事態における製品提供
- 第2条 社会福祉施設（乳児院等）への製品提供

### 3. 付属書

- ・ 高リスク国一覧
- ・ 用語の定義

## 1. はじめに

### ・CEO メッセージ

私たち明治グループは、100年にわたり、すべての家族の笑顔のために、赤ちゃんの健全な発育をサポートすることで赤ちゃんに家族に寄り添ってきました。

私たちは、赤ちゃんを育てる母乳が「赤ちゃんにとって最良の栄養」と考えています。母乳には赤ちゃんの成長に必要なさまざまな成分が最適な量とバランスで含まれており、成分であるたんぱく質・糖質・脂質・ビタミン類・ミネラルといった栄養素や、赤ちゃんを感染症から守る感染防御因子などはいずれも赤ちゃんの成長になくてはならないものです。母乳による育児は、赤ちゃんの成長と発育に重要な役割を果たし、母親と赤ちゃんの間に強い精神的なつながりをもたらします。

私たちは、赤ちゃんにとって母乳が「最良の栄養」であるとの認識に基づき、母乳育児の推奨を基本スタンスとし、世界保健機関（WHO）の「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」（WHO Code）およびそれに続く世界保健総会（WHA）の関連決議の重要性を認識し、これらを支持しています。私たちは、生後6ヵ月間は母乳育児を実践すること、それ以降も母乳育児を継続し、生後6ヵ月から36ヵ月までは安全で適切な補完食を導入することというWHOの世界的な公衆衛生勧告を支持し、生後6ヵ月以降も母乳育児の重要性を奨励しています。

WHOは、母乳代用品（BMS）が適切に用いられることを前提に、母乳に代わる安全で栄養価の高い唯一の代用品として、母乳代用品の役割を認識しています。明治グループは、「食と健康」に携わる企業グループとして、その責任の重さを自覚しながら、高い倫理観のもと「明治グループ母乳代用品（BMS）マーケティングポリシー」を遵守し、公正かつ誠実に行動します。

本ポリシーは、WHO Codeに基づいています。私たち明治グループは、各国政府、非政府組織（NGO）、医療専門家、消費者団体および産業界と共に、すべての妊娠中の女性、母親、赤ちゃんの健康と栄養状態の改善のために、育児環境の課題を解決していきます。特に法令が存在しない国では、業界レベルでの自主規制の必要性を訴えていきたいと考えています。

私たちは、医療専門家や栄養学の専門家が、乳幼児の健全な発育を支援するために、科学的根拠に基づいた質の高い栄養情報を乳幼児の母親またはその家族に提供する上で重要な役割を果たしていると考えています。また、医療専門家や栄養学の専門家と相談の上、母乳が不足している

状況や個々の事情により母乳を与えることができないと判断される環境下においては、赤ちゃんの健全な発育を支援するために、科学的根拠に基づいた質の高い製品を提供することが必要であると考えています。

私たちは、事業活動を通じて社会課題の解決に向けても取り組んでいきます。

私たちは、「すべての赤ちゃんの健全な発育の支援」を重要な社会的使命と捉えており、健常児を対象とした乳幼児用調製乳に加えて、アレルギー疾患児、先天性代謝異常症児等の特別な配慮を必要とする赤ちゃんのための製品を提供しています。

また、生後 12 ヶ月から 36 ヶ月までの幼児期においては鉄不足やビタミン D 不足といった栄養不良等の社会課題が残されており、私たちは、そうした問題を放置することなく、改善を図っていきたいと考えています。

同様に、大規模災害等の緊急事態においても母乳代用品は必需品であると考えており、各国政府等と協力の上、災害リスクへの備えに貢献していきたいと考えています。

私たち明治グループは、創業精神の一つに「栄養報国」を掲げ、「食品の提供を通じて社会に貢献する」という使命を 100 年以上にわたり受け継いでおり、そうした志のもと、赤ちゃんからお年寄りまでの幅広い世代に向けてさまざまな製品を提供し続けてきました。私たちは、世界の赤ちゃんの健全な発育に貢献することを目指して、最適な栄養供給を実現できるようにこれからも取り組んでいきます。

川村和夫

明治ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 CEO 川村和夫

## ・明治グループ 母乳代用品（BMS）マーケティングポリシーの基準となる WHO

### Code について

1981年に、世界保健機関（WHO）は、「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」（WHO Code）を採択しました。

WHO Code は、WHO 加盟国が母乳代用品（BMS）のマーケティングを規制し、母乳育児を推奨する勧告です。

WHO Code の目的は、母乳育児の保護と促進、ならびに必要な場合には適切な情報に基づき、適切なマーケティングおよび供給を通じて母乳代用品が適切に用いられ、乳幼児に対して安全で十分な栄養が供給されるのに貢献することです。

WHO Code は、母乳育児の奨励が、乳幼児の健やかな成長と発達を促進するために必要であり、健康、栄養その他の社会的対策において大切な要素であると認識しています。また、母親が十分な量の母乳を与えられない場合には、乳児用調製乳の適切な利用を認めています。

なお、WHO Code は、母乳代用品のマーケティングや供給の際に母乳育児の保護と促進が妨げられてはならないこと、およびすべての国・地域において、不適切な栄養法により、乳幼児の栄養失調、疾病、死亡が引き起こされていること、そして、母乳代用品や関連製品の不適切なマーケティングによる不適切な栄養法によって、重大な公衆衛生上の問題の一因となる可能性があることを認識しています。

WHO は、母乳育児を奨励することの重要性を啓発するために、各国政府が、WHO Code の目的および原則に実効性を持たせる法令や規則の制定等の必要な対策を含めて、社会体制を整備し、総合的な発展目標に適った行動をとるよう求めています。

## 2. 明治グループ 母乳代用品（BMS）マーケティングポリシー条項

### WHO Code 第1条

#### 第1条：目的

母乳育児を保護・促進し、必要な場合には適切な情報に基づき、公正妥当なマーケティングおよび流通・供給を通じて母乳代用品（BMS）が適切に用いられ、乳幼児に対して安全で十分な栄養が供給されるのに寄与することができるよう、私たち明治グループは、「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」（WHO Code）の目的および原則の重要性を認識し、支持しています。

### WHO Code 第2条

#### 第2条：適用範囲

##### ・適用対象者

本ポリシーは、対象製品をマーケティング（販売を含みます）している明治グループに所属するすべての役員および従業員に適用されます。また、明治グループ各社と契約する販売代理店にも本ポリシーの遵守を求めます。

##### ・対象製品ごとの地理的範囲

対象製品の種類	高リスク国（※1）	低リスク国
乳児用調製乳 Infant Formula（0-6 ヶ月製品）	本ポリシーまたは当該国の規制のいずれか厳しい方	
フォローオン調製乳 Follow-on Formula（6-12 ヶ月製品）	本ポリシーまたは 当該国の規制の いずれか厳しい方	当該国の規制
補完食 Complementary Foods（6 ヶ月未満製品）		
幼児用調製乳 Growing-up Formula（12-36 ヶ月製品）	当該国の規制	

（※1）次のいずれかの基準を満たした場合は、「FTSE4Good BMS マーケティング基準」により高リスク国として定義されます（2017年7月）。

- ・5歳未満の死亡率が1,000人当たり10人以上
- ・5歳未満の小児のうち2%を超える急性栄養失調（中程度および重度）

なお、高リスク国一覧は、後掲の付属書に掲載されています。当該付属書に掲載されていない国

は、低リスク国に分類されています。

#### ・対象製品

本ポリシーは、次の製品に適用されます。

- a. 出生から 6 ヶ月までの健康な乳児の栄養所要量を満たすように設計されたすべての乳児用調製乳
- b. 生後 6 ヶ月から 12 ヶ月までの健康な乳児の栄養所要量を満たすように設計されたすべてのフォローオン調製乳
- c. 生後 6 ヶ月未満の健康な乳児用の補完食

本ポリシーでは、上記の製品を総称して「対象製品」といいます。

本ポリシーは、対象製品以外の製品には適用されません。なお、対象製品以外の製品とは、明治グループが製造または販売している対象製品以外のすべての製品をいいます。これには、健康な乳児の栄養所要量を満たすように設計された乳児用調製乳またはフォローオン調製乳を摂取、吸収、消化、代謝および排泄できないなど、特殊な内科的疾患を患う乳児が医師の監督のもとで使用する製品が含まれます。

### WHO Code 第 3 条

#### 第 3 条：定義

本ポリシーに記載されている用語は、後掲の付属書で定義されています。

### WHO Code 第 4 条

#### 第 4 条：情報と教育

**第 4 条第 1 項** 客観的で一貫した乳幼児の栄養に関する情報を確実に提供し、乳幼児の家族および乳幼児栄養の分野に関わる人々がその情報を活用できるようにするために、私たち明治グループは、各国政府および医療専門家や栄養学の専門家を支援しています。

**第 4 条第 2 項** 妊娠中の女性および乳幼児の母親を対象とした授乳に関する情報および教材については、WHO Code 第 4 条第 2 項に規定されている次の内容を参照します。

- (a) 母乳育児の利点と優れている点
- (b) 妊娠中の女性や母親の栄養、および母乳育児の準備と継続
- (c) 混合栄養を開始した場合に母乳育児が困難になる可能性

(d) 母乳育児をしないことに決めた場合、途中で気が変わって母乳育児に変更することの難しさ

(e) 乳児用調製乳が必要な場合における適切な使用方法

そのような教材に関しては、WHO Code 第4条第2項に規定されている追加情報も参照するとともに、対象製品の使用を理想化しかねない絵や文章を使用しません。

**第4条第3項** 保健医療システムで使用するために私たち明治グループが提供・配布する妊娠中の女性および乳幼児の母親を対象とした情報および教材は、関係当局・機関、保健医療システムからの文書による要請があった場合、またはそのような情報および教材が各国政府の策定したガイドラインに沿っている場合にのみ提供・配付します。

そのような教材には明治グループ各社の名称またはロゴが記載されている場合がありますが、対象製品のブランド名を表示したり、対象製品の容器を視覚的に表現したりするものではなく、保健医療システムを通じてのみ配布するものとします。

#### WHO Code 第5条

### 第5条：消費者一般および母親

**第5条第1項** 私たち明治グループは、対象製品を消費者一般に宣伝してその販売促進を図ることはありません。

**第5条第2項** 私たち明治グループは、対象製品の試供品を妊娠中の女性および乳幼児の母親またはそれらの家族に対して直接的にも間接的にも提供しません。

**第5条第3項** 私たち明治グループは、消費者一般に対象製品の購入を直接的に誘導する目的で、小売店の店頭での広告、試供品の提供その他の販促ツールの使用を行いません。また、特に法令が存在しない国においては、流通業者に対して対象製品の試供品、販促ツール等を提供しないことへの理解を求めます。

なお、本項は、製品を長期にわたり低価格で提供する価格政策や商業慣行の確立を制限するものではありません。

**第5条第4項** 私たち明治グループは、妊娠中の女性および乳幼児の母親に対して対象製品の使用を促進するような文書や物品等の贈り物を配布・提供しません。



**第5条第5項** 乳児用食品の販売に関係する私たち明治グループに所属する役員および従業員は、対象製品の販売またはその促進を目的として、妊娠中の女性および乳幼児の母親に直接的または間接的に接触を求めることはしません。また、特に法令が存在しない国においては、保健医療システムに対して妊娠中の女性および乳幼児の母親への接触を改めることへの理解を求めます。

なお、本項は、研修を受けた明治グループに所属する従業員が、電話相談、ウェブサイト、ソーシャルメディア等を通じて、対象製品や乳幼児向けのその他の食品に関する消費者一般からの質問に回答することを妨げるものではありません。

#### WHO Code 第6条

### 第6条 保健医療システム

**第6条第1項** WHO Code 第6条第1項は、保健医療を管轄する官庁に向けて規定しています。

**第6条第2項** 私たち明治グループは、対象製品の販売促進を目的として保健医療システムを利用しません。保健医療従事者に対する情報提供においては、母乳育児の優位性、WHO Code を強調した上で、妊娠中の女性および乳幼児の母親またはそれらの家族への指導を支援することを目的として、調製乳とその正しい使用に関する科学的事実に基づく客観的な製品情報が第7条第2項に規定されているように明治グループに所属する従業員から保健医療従事者に対してのみ提供される場合があります。

**第6条第3項** 私たち明治グループは、保健医療システムにおいて、対象製品に関するプラカードやポスターを含む対象製品の展示、および第4条第3項に規定されるもの以外の対象製品関連資料の提供・配布を行いません。

**第6条第4項** 私たち明治グループは、対象製品の販売促進を目的として「プロのサービス外交員」や「育児相談員」、またはこれらと同種の職員を保健医療システムで利用したり、これらの方に対して費用を支払ったりしません。

**第6条第5項** 私たち明治グループに所属する従業員は、対象製品の授乳実演の支援はしませんが、妊娠中の女性および乳幼児の母親またはそれらの家族を指導する保健医療従事者の支援に関連する教育・指導資料を提供・配付することができます（第6条第2項参照）。母親またはその家族が対象製品について明治グループに所属する従業員に助言を求める場合は、保健医療従事者

または他のコミュニティ・ワーカーを紹介する必要があります。また、特に法令が存在しない国においては、保健医療システムに対して授乳実演のあり方の見直しを行うことへの理解を求めます。

**第6条第6項** 対象製品は、保健医療システムからの文書による要請がある場合に、または私たち明治グループの透明性の高いプロセスに従って、低価格で寄付または提供される可能性があります。

**第6条第7項** 私たち明治グループは、寄贈者として WHO Code 第6条第7項に規定する責任を自覚しています。

**第6条第8項** 各国の法令および規制のもとで許可され、かつ、私たち明治グループの方針に準拠している場合、明治グループは、第4条第3項に規定されるものに加えて、保健医療従事者が使用する医療関連機器または教材を保健医療従事者に対して提供することができます。そのような機器・教材には、対象製品のブランド名またはロゴを付すことはできませんが、明治グループ各社の名称またはロゴを付すことはできます。

## WHO Code 第7条

### 第7条 保健医療従事者

**第7条第1項** 私たち明治グループは、保健医療従事者が WHO Code に基づく責務に精通するよう支援します。

**第7条第2項** 私たち明治グループに所属する役員および従業員には、保健医療従事者に対する情報提供において、母乳育児の優位性、WHO Code を強調した上で、調製乳とその正しい使用に関する科学的事実に基づく客観的な製品情報を保健医療従事者に対して提供する責任があります。そして、保健医療従事者を対象とした調製乳に関する製品情報については、文字であろうと絵であろうと、母乳育児よりも調製乳による栄養補給の理想化を目的とした宣伝的な言葉や内容を避けるべきであると認識しています。さらに、そのような製品情報に関しては、保健医療従事者のみを対象としたものであることを明確に言及します。

ただし、医療上における情報提供においてはこの限りではなく、製品の写真が含まれている場合や、製品の識別を容易にするために明治グループ各社の名称や製品のブランド名が記載されている場合があります。

**第7条第3項** 対象製品の供給・推奨・販売の誘因として、または対象製品の販売を促進する目的で、保健医療従事者またはその家族に贈り物、現物給付その他の金銭的または物質的な誘因・利点が提供されることはありません。

各国の法令や規制のもとで許可され、かつ、私たち明治グループの方針に準拠している場合には、対象製品のブランド名やロゴが表示されていなければ、各国の重要な行事、文化的行事、宗教的行事に際して稀に保健医療従事者の業務とは無関係の安価なプレゼントを贈ることができます。

**第7条第4項** 私たち明治グループは、対象製品の専門的な評価や研究のために公共施設レベルで必要な場合を除き、対象製品の試供品およびその調乳や使用のために必要な設備、器具を保健医療従事者に対して提供しません。

ただし、次のいずれかの場合に限り、明治グループは、保健医療従事者に対して対象製品の「専門的な評価のための試供品」を提供することがあります。

- ・新しい対象製品または対象製品の新しいパッケージ／ラベル（表示）を紹介（導入）する場合
- ・対象製品の新たな配合物／レシピを紹介（導入）する場合
- ・新規に資格を取得した保健医療従事者に対して対象製品を紹介（導入）する場合
- ・保健医療従事者による医療および診療の目的である場合
- ・適合性や耐性の評価を含め、保健医療従事者が対象製品の有効性に関する知識を取得する場合

また、研究プロトコルの完了を条件として、明治グループ各社が研究または臨床検証のために対象製品を保健医療従事者に対して提供することもできます。なお、臨床検証は、対象製品の販売の誘因として行うものではなく、当該各社の詳細な規則に従います。

**第7条第5項** 継続的な専門能力の開発と教育を促進し、また、関連する法令や規制に従って、私たち明治グループは、奨学金、研修旅行、研究補助金、専門家会議やシンポジウム・学会への出席、同様の情報や教育プログラムを保健医療従事者に対して提供することができます。明治グループは、透明性の高いプロセスに従うことを保証し、そのような措置をとる場合、保健医療従事者が所属する機関に情報開示することになります。

#### WHO Code 第8条

### 第8条 製造業者および流通業者の被雇用者

**第8条第1項** 私たち明治グループに所属するマーケティング担当者（営業担当者）の賞与について、対象製品に関する一定の目標高および所定の分配高の達成に応じて支給されることはありません。

賞与額については、明治グループ各社が販売している製品の総売上額等に基づき総合的に判断されています。

**第8条第2項** 私たち明治グループに所属するマーケティング担当者（営業担当者）は、保健医療システムにおいて、妊娠中の女性および乳幼児の母親に対し対象製品に関する教育的役割を果たすことはしません。

ただし、本項は、関係当局・機関、保健医療システムからの文書による要請があった場合に、マーケティング担当者（営業担当者）が保健医療システムと協力して教育および支援を行うことを妨げるものではありません。

#### WHO Code 第9条

### 第9条 ラベル（表示）

**第9条第1項** 対象製品の容器は、各国の法規制および適用されている規定（コーデックス委員会の国際食品規格等）に準拠しており、それには母乳による育児を促進し、対象製品を安全かつ適切に使用するために必要なすべての情報を記載します。

**第9条第2項** 法令で別途規定されている場合を除き、対象製品に関する表示は、容器または容器に付したラベル（簡単には取れないもの）に印刷しなければなりません。

対象製品には、よく目立ち、簡単に読め、理解しやすく、適切な言語で次の基準に準拠した表示をする必要があります。

- (a) 「重要なお知らせ」またはこれと同等の表現
  - (b) 母乳育児の優位性についての明記
  - (c) 当該対象製品は、どのような場合に必要かについての保健医療従事者の指示に基づいて使用すべきとの旨
  - (d) 適切な調乳のための説明、および不適切な使用をした場合の健康上の危険に関する警告
- なお、「適切な言語で」は、関係当局・機関が決定を下す際の要件となります。

容器またはラベル（表示）には、乳児の写真や絵、および乳児用調製乳の使用を理想化するような写真や文章を掲載・記載しません。

ただし、本項は、対象製品の容易な識別を図る目的および調乳方法を説明する目的でイラストを掲載することを制限するものではありません。

「人乳化」や「母乳化」、またはこれらと同様の表現はしません。

**第9条第3項** 乳児の栄養補給の目的で販売されている対象製品で、すべての要件を満たしてはいないものの調整することで満たすものに関しては、「調整されていない製品を乳児の唯一の栄養源とするべきではない」との表示を参照する必要があります。

**第9条第4項** 法令上特に規定されていない限り、対象製品の容器またはラベル（表示）には必ず年齢および次の点が記載されている必要があります。

- (a) 使用原材料名
- (b) 製品の成分／分析
- (c) 必要とされる保管条件
- (d) 当該国の気候および保管条件を考慮した製品の消費期限およびロット番号

#### WHO Code 第10条

### 第10条 品質

**第10条第1項** 対象製品の品質が良好であることは、乳幼児の健康を守るために必須の要素です。私たち明治グループは、厳しい衛生管理と品質管理のもとで対象製品を製造しています。

**第10条第2項** 対象製品を販売・支給するときは、該当する品質基準および衛生基準（例えば、コーデックス委員会が推奨している基準等）、ならびに当該国の法規制に適合していなければなりません。私たち明治グループのグローバル品質基準が当該国の規制よりも厳しい場合は、明治グループのグローバル品質基準が優先されます。

### 追加条項

私たち明治グループは、上記各条項の遵守はもちろんのこと、事業活動を通じて社会課題の解決に向けても取り組んでいきます。

以下の追加条項は、対象製品の販売・供給先であるすべての国・地域に関して適用されます。

### 追加条項 第1条 大規模災害等の緊急事態への備え、および緊急事態における製品提供

**第1条第1項** 大規模災害等の緊急事態においても母乳代用品は必需品であると考えており、各国政府等と協力の上、災害リスクへの備えに貢献していきたいと考えています。

**第1条第2項** 私たち明治グループは、大規模災害等の緊急事態が発生した場合、ならびに医療目的および社会的背景が明確に文書化されている適格な援助機関、または政府機関、関係当局・機関、保健医療システムからの文書による要請があった場合には、人道的援助の目的で、対象製品を公共施設や団体に提供することができます。

**第1条第3項** 私たち明治グループは、大規模災害等の緊急事態の発生時やそれへの備えにおいて、各国政府等と協力の上、保健医療システムの助言に従い、母乳代用品を必要としている乳児たちへの配給を要請している援助機関、または政府機関、関係当局・機関、保健医療システムに対象製品を直接届けます。公共施設外で提供する場合は、関連する施設や団体に届けます。また、明治グループは、妊娠中の女性および乳幼児の母親に直接届けることはありません。

## **追加条項 第2条 社会福祉施設（乳児院等）への製品提供**

**第2条第1項** 私たち明治グループは、人道的援助の目的で、母乳代用品を配給する必要のある乳児を養育するために、乳児院その他の社会福祉施設からの要請に基づき、対象製品を提供することがあります。

**第2条第2項** 私たち明治グループは、組織・機関に所属している適格な（上級）職員の署名がなされている文書による要請によってのみ、乳児院その他の社会福祉機関への対象製品の提供を実施することができます。なお、各要請へは、場合に応じてそれへの対応の有無が判断されます。

人道的援助のための対象製品の提供は、要請された当該対象製品が納品される地域で施行されている法令および規制に準拠してなされなければなりません。

## 付属書

### 【高リスク国一覧】

- ・カンボジア王国
- ・パキスタン・イスラム共和国
- ・タイ王国
- ・ベトナム社会主義共和国

### 【用語の定義】

「**母乳代用品**（BMS）」：母乳に部分的または全面的に代わるものとしてマーケティングされる、または表示されるあらゆる食品のこと。

「**補完食**」：乳児が必要な栄養所要量を満たすのに母乳や乳児用調製乳だけでは不十分である場合に、母乳や乳児用調製乳を補うあらゆる食べ物のこと（工場で製造されたものか家で調理されたものかを問わない）。これらの食べ物は、一般的には「離乳食」または「母乳の栄養を補う食べ物」と呼ばれる。

「**容器**」：製品を詰め、通常小売販売するあらゆる形態。包装紙もこれに含まれる。

「**流通業者**」：対象製品のマーケティングに卸売または小売の段階で業として従事する、公的・私的部門の個人、法人その他すべての存在。

「**保健医療システム**」：政府、非政府組織（NGO）や民間の運営する施設または団体で、母親、乳児、妊娠中の女性の健康管理に直接、間接に関わるもの。保育所や児童施設も含まれる。また、個人開業の保健医療従事者を含む。なお、本ポリシーにおいては、薬局や特約代理店等は含まれないこととする。

「**保健医療従事者**」：保健医療システムに関わって働く人。専門家、非専門家を問わず、また、無給のボランティアを含む。

「**乳児用調製乳**」：出生から6ヵ月までの乳児の標準的な栄養必要量を満たし、乳児の生理的特性に適合し、さらにはコーデックス委員会の規格に従って工業的に調製された母乳代用品。乳児用調製乳は、自宅で調乳することもあるが、このような場合は「家で調乳」と表現する。

「ラベル（表示）」：対象製品の容器に付されたあらゆるタグ、商標、マーク、絵、説明書き。手書き、印刷、ステンシル印刷、スタンプ、エンボス加工、刻印等の方法で直に容器に付されている場合、および添付するなど間接的に容器に付されている場合を含む。

「製造業者」：対象製品の製造に業として、または職務として従事する公的・私的部門の法人その他の存在（直接的に従事する場合、および代理人を通じて、またはその管理、それとの契約に服する存在を通じて従事する場合を含む）。

「マーケティング」：製品の販売促進、流通、販売、宣伝、広報活動、情報サービス。

「マーケティング担当者（営業担当者）」：対象製品のマーケティングに従事するすべての人。

「試供品」：無料で提供される1つまたは少量の製品。

「コーデックス委員会」：正式名は Codex Alimentarius Commission（CAC）。消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保を目的とした国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)によって1963年に設立された国際的な政府間機関。

制定 2020 年 2 月

改訂 2024 年 3 月



健康にアイデアを  
**meiji**

